

青森県報

第二千七百八十七号

平成十九年
六月一日
(金曜日)

目次

告 示

- 救急診療所の設置……………(医療業務課) ……一
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(出納課) ……四
- 証紙売りさばき人の指定……………(同) ……四
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(西北地域) ……四

公 告

- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 教育植林の立木の売却に係る一般競争入札……………(学校教育課) ……五
- 出先機関……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……六
- 教育委員会……………(同) ……六
- 公印の作成及び廃止……………(職員福利課) ……六
- 選挙管理委員会……………(同) ……六

政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができな

い団体……………(事務局) ……七

公営企業……………

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(経営管理課) ……七

雑 報……………

宅地建物取引主任者資格試験の実施……………(建築住宅課) ……七

告 示

青森県告示第四百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。
平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
種市外科	八戸市小中野二丁目三の二	平成二十二年五月二十七日

青森県告示第四百四十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保 安 林 種
七・四〇	三〇五・八〇	一七二・五九	一六〇・五〇	九二四・八五	六三八・九七	五九四・二九	一三六・二四	九六六・一七	一、二一九・三六	八一・四三	一、〇〇八・五九	六八四・一六	五八四・五四	一、〇九八・一八	五一九・七二	一、三八三・六二	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一八	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・〇七	九六・四〇	一・一四	七九・三二	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八

青森県告示第四百四十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年四月二十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地二の一

中山 美為雄

青森県告示第四百四十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地二の一

中山 俊枝

二 指定年月日

平成十九年六月一日

三 売りさばき場所

上北郡野辺地町字野辺地二の一

青森県告示第四百五十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧	
加入区 の 名 称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
船作	西津軽郡深浦町大字船作字清滝一 番地 西津軽郡深浦町大字船作字清滝二〇 番地 西津軽郡深浦町大字船作字清滝二八 番地一	平成十九年六 月一日から同 月十五日まで	船作漁業協 同組合
	坂本清春 宮本一男		

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
東横イン青森駅正 面口	青森市安方一丁目三の五	宿泊施設	平成一九年三

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
こつえんまえ歯科	むつ市山田町二四の二三	医療施設	平成一九・五・三

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青水工業株式会社
- 二 代表者の氏名 奥村 吉昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪打一丁目一三の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第九〇五号
- 五 取消年月日 平成十九年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 さく井、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青水工業株式会社
- 二 代表者の氏名 奥村 吉昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪打一丁目一三の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第九〇五号
- 五 取消年月日 平成十九年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、管、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育植木の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項 次に掲げる物件（立木）の売却

所 在 地	樹 種	林 齢	本 数 (本)	材 積 (m ³)
三戸郡南部町大字森越字場口 長根五の二	マツ	六六 年生	一、二二五	九〇五・七五

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
 三戸郡南部町大字森越字場口長根五の二

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所
 青森市新町二丁目三の一
 青森県教育庁学校施設課
 三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平一
 青森県立名久井農業高等学校

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平一

青森県立名久井農業高等学校

2 日時

平成十九年六月二十九日 午後一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から十五日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年六月十八日午後一時から、三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平一 青森県立名久井農業高等学校に集合し、三戸郡南部町大字森越字場口長根五の二まで移動して現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月一日

上北地域県民局長 北 村 収



教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

平成十九年五月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十九年六月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十九年六月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

<p>公印の名称及び印影</p>	<p>公印の名称及び印影</p>
<p>青森県立田子高等学校長印</p> 	<p>青森県立田子高等学校長印</p> 

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十九年四月三日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
石田勝弘後援会	石田 清博	石田 勇	むつ市吉生町二丁目一の四
一戸悟後援会	佐藤 節雄	工藤 一二三	青森市浪岡大字吉野田字木戸口一二八の三
佐々木弘文後援会	加川 雅人	野呂 健一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡三四
政治結社大行社青森支部	川畑 賢治	川畑 賢治	青森市大字石江字三好一五一の二

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年六月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十六号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十八号中「第三条第三項の規定により週休日及び勤務時間の割振りについて、管理者が別に定めた職員のうち」を「管理者が」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月一日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 三 澤 眞

一 試験の日時 平成十九年十月二十一日（日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。
- 2 出題法令の適用期日
平成十九年四月一日現在施行されている法令
- 四 試験の方法及び出題数
- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- 2 出題数 五十問
- ただし、登録講習修了者については四十五問とする。
- 五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 六 受験申込み
- 1 インターネットによる申込み
- (一) 試験案内の掲示
- ア 掲示期間
平成十九年七月二日(月)から同月十七日(火)まで
- イ 掲示場所
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ
(<http://www.reitio.or.jp>)
- (二) 申込期間
平成十九年七月二日(月)午前九時三十分から同月十七日(火)午後九時五十九分まで
- (三) 申込方法
- ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.reitio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日)が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

- イ 顔写真ファイル(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPG形式のもの)を添付する。
- (四) 受験手数料
七千円
- 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること(事務手数料は、本人負担)。
- 2 郵送による申込み
- (一) 試験案内及び受験申込書の配布
- ア 配布期間
平成十九年七月二日(月)から同月三十一日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
- イ 配布場所
社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課、青森県各地域県民局地域整備部
- (二) 申込期間
平成十九年七月二日(月)から同月三十一日(火)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。
- (三) 提出書類
- ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼ったもの)
- イ 顔写真一葉(平成十九年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)
- ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日)が試験実施日前三年以内のもの)
- (四) 受験手数料
七千円
- 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。
- (五) 郵送先及び郵送方法

七 社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込むこと
合格発表

1 発表の期日

平成十九年十二月五日(水)

2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話〇一七 七二二 四〇八六)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭